

障害者支援施設等からの物品の買入れ及び役務の提供に関する取扱要領

(趣旨)

第一 この要領は、千葉県が締結する契約のうち、千葉県財務規則（昭和三十九年規則第十三号の二。以下「規則」という。）第百十五条の二の規定に基づく随意契約（以下「随意契約」という。）を行う場合の手続きに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(発注見通しの公表)

第二 規則第百十五条の二第二項に規定する発注見通しの公表は、規則第百十五条の二第一項に定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）を所管する課長が、当該年度に発生することが見込まれる障害者支援施設等からの物品の買入れ及び役務の提供に係る発注見通しについて各所属に照会し、その結果を取りまとめるうえ、公衆の見やすい場所に掲示するか、またはインターネットを利用して閲覧に供することにより行うものとする。

2 障害者支援施設等を所管する課長は、前項の内容に変更等があった場合は、速やかに変更した内容を公表するものとする。

(情報の提供)

第三 障害者支援施設等を所管する課長は、障害者支援施設等から買入れ可能な物品及び提供が可能な役務に関する情報を収集するとともに、第二の規定に基づく照会により障害者支援施設等に発注予定があると回答のあった各所属に情報を提供するものとする。

(契約内容等の公表)

第四 障害者支援施設等から随意契約により物品の買入れ及び役務の提供をしようとする所属長は、契約を締結しようとする少なくとも十日前に規則第百十五条の二第三項に規定する事項について、事前に公衆の見やすい場所に掲示するか、またはインターネットを利用して閲覧に供するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を五日前まで短縮することができる。

2 障害者支援施設等から随意契約により物品の買入れ及び役務の提供をしようとする所属長は、前項の規定により公表を行うときは、障害者支援施設等を所管する課長に、その内容を報告するものとする。

(契約の相手方、理由等の公表)

第五 障害者支援施設等から随意契約により物品の買入れ及び役務の提供をした所属長は、契約を締結した後、遅滞無く、規則第百十五条の二第四項に規定する事項について、公衆の見やすい場所に掲示するか、またはインターネットを利用して閲覧に供するものとする。

2 障害者支援施設等から随意契約により物品の買入れ及び役務の提供をした所属長は、前項の規定により公表を行うときは、障害者支援施設等を所管する課長に、その内容を報告するものとする。

附 則

この要領は、平成十八年十二月十二日から施行する。

附 則

この要領は、平成二十年三月一日から施行する。